

鎮西奉行考

瀬野, 精一郎
東京大学

<https://doi.org/10.15017/7174446>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 8/9, pp.37-42, 1961-03-15. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :



鎮西奉行考

瀬野精一郎

「鎮西奉行」或いは「鎮西守護」^(一)なる呼称が「奥州惣奉行」等とならんで鎌倉時代から存在していた事は、当時編纂された吾妻鏡にも見える事から疑いないが、これが鎌倉幕府の正式の官職として存在していたか否か明確な史料による裏付けは出来ない。^(二)

この事が「鎮西奉行」の性格、機能、権限、本質解明を困難ならしめた第一の原因である。

そこでこれまでの「鎮西奉行」の研究は、鎮西奉行の呼称を与えられている天野遠景、中原親能、武藤氏、大友氏等の鎮西に有した特殊権限の分析を通じてアプローチされて来た。かゝる帰納的研究方法が行なわれつつも、その研究過程においてしばしば我々が犯す早急な概念規定による混乱が、「鎮西奉行」の研究においても現われている事は否定出来ない。

すなわち鎌倉初期における「鎮西奉行」の本質を追求すると称しつつ、「鎮西奉行」を鎌倉末期に設置された「鎮西探題」、或いは室町時代における九州探題と同一性格と考える潜在意識のもたらす弊害が見られ、「鎮西奉行」と呼称される以上これを「鎮西惣奉行」の意味に解し、九州全

般に及ぶ特殊権限を有していなければならないものと固定的に考えられている傾向がある。この前提に拘泥し過ぎた結果、鎌倉初期の鎮西奉行の理解を複雑にし、強引附説して論を展開されたきらいがあるように思う。したがって本稿ではこの前提を白紙に戻して考えてみたいと思う。



「鎮西奉行」に関する先学の研究経過について簡単に述べれば、最初故相田二郎氏が鎮西奉行研究の先鞭をつけられ、その後佐藤進一氏が「鎌倉幕府訴訟制度の研究」の中で特に鎮西奉行の一項を設けて、相田説を批判されつつ豊富な史料を駆使して詳細な研究を発表され、その後戦前戦後を通じて佐藤説に対する反論はなく、鎮西奉行に関する研究は佐藤説をもって定説化した感があったが、最近石井進氏は「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(史学雑誌第六十八編第一号所収)において佐藤説を一層詳細に深化発展され、更に竹内理三氏が「鎮西奉行についての一二の考察」(魚澄先生古稀記念論叢所収)において石井説の細部について批判されて現在に至っている。

したがって相田、佐藤、石井、竹内各説には見解の相違が見られる

が、その詳細についてこゝで紹介する事は省き、その主要点をあげれば、先ず相田氏は、鎮西奉行について「異国警固番役の研究」(歴史地理五八巻)で発表された見解を整理され「蒙古襲来の研究」三三一頁で次の如く述べられている。

「その最初の職に就いた人は天野遠景であった。奉行が置かれて諸国に守護がなかったわけではなく、守護の上に奉行が置かれたのである。遠景は建久の始め頃までこの職にあったが、その後この奉行制度がどうなったか充分明らかでない。文永初度の蒙古襲来の頃には在地の守護人であった少貳大友両氏の人がこれに当たっていたようである。この奉行の職務が如何なるものであったかその内容は詳細に判らない」

と述べられており、鎮西奉行は天野遠景一代で廢絶し、その後各国に設置された各国守護が、天野遠景が有した権限を分轄したものとの見通しを立てられた。

この相田氏の説は多くの示唆に富む発言ではあるが、天野遠景の在鎮西期間と各国守護設置時期の問題等、納得出来ない点も含んでいる。相田説で武藤氏、大友氏が共に鎮西奉行の呼称が与えられているにも拘らず、鎮西奉行が天野遠景一代で廢絶された主張された理由は、武藤、大友氏に鎮西全般に及ぶ権限が認め難い事に由来している事は疑いない。

この鎮西奉行の性格をより明確に規定された佐藤氏は、天野遠景の鎮西下向の時期及びその権限、二代目鎮西奉行に中原親能が就任したとの説の否定、武藤氏の鎮西奉行就任とその権限、大友氏の鎮西奉行就任説の否定等を詳論され、結論として相田氏が鎮西奉行が守護の上にある守護を支配するものであったとされる説は否定されつゝも、相田氏がわからないとされた天野遠景辞任後の鎮西奉行の権限を武藤氏が有した鎮

西全般に及ぶ特殊権限、具体的には鎮西における訴訟準備手続の権限の中に発見されようとした。

佐藤説においては、鎮西奉行をして全九州に及ぶ権限を有する者に与える呼称であるとする主張は益々顯著となっており、それが武藤氏の鎮西奉行就任の承認、大友氏の鎮西奉行就任の否認となって現われる。

これに対し石井氏は、鎌倉幕府の政權確立過程における公武接触到視点を置き、天野遠景が旧律令機構としての大宰府が全九州に有した権限を、大宰府最高責任者の地位をも併有する事によって篡奪して行く過程に注目され、こゝに鎮西奉行成立の条件を認められ、天野遠景の後任としての中原親能及び武藤氏・大友氏の鎮西奉行就任説を展開された。

これに対し竹内氏は、天野遠景が鎮西に有した権限は、武士の濫行を停止する権限にのみ止まり鎮西奉行が武家公家両制度上における支配者の地位を併有し得たのは、武藤資頼の少貳任官の時とされ、天野遠景は大宰府の侍所的「所」の別当たる地位を有したに過ぎず、鎮西奉行が最初から大宰府の最高責任者であったとする佐藤・石井説を批判された。

又中原親能の鎮西奉行就任については肯定して居られる。

以上石井・竹内両氏は、佐藤氏が一顧も与えられなかった中原親能、大友氏が鎮西奉行と呼称されるに相当する権限を有した事を認められるわけであるが、中原親能、大友氏が鎮西全般に及ぶ権限を有しなかった事は、佐藤氏によって詳細に論及されており、この点については異論はない。

しかもなお中原親能、大友氏が鎮西奉行と呼称されている事を承認するとすれば、従来鎮西奉行とは、鎮西全般に及ぶ権限を有する者に与えられた呼称であるとする性格規定そのものを白紙に戻して再検討する必

要があるのではなからうか。

天野遠景が有した全九州に及ぶ武士統轄権が、各国守護の設置によって分化された事に異論はない。したがって武士統轄に関する限り、全九州に及ぶ権限を有した者は、天野遠景の解任以後、蒙古襲来による一元の武家統率機関の整備に至る期間は全く存在しなかったと云える。

そこで佐藤氏によって武藤氏鎮西奉行就任説の有力な根拠となった、武藤氏の鎮西全般に及ぶ特殊権限とは如何なる性格のものであるかを検討する事によって、鎮西奉行の問題を考えてみたい。

佐藤氏によれば武藤氏が鎮西に有した権限を制度的源流の上から考えれば大宰府最高責任者の権限、鎮西奉行の権限（鎮西全般に及ぶ御家人統制機関Ⅱ具体的には鎮西全般に及ぶ訴訟準備手続の権限）、更に筑前、豊前、肥前、対馬、壱岐のいわゆる二島三前の守護の権限の三つであるとされる。

更に時代が下り蒙古襲来前後になると武藤氏は、鎮西特殊合議制訴訟機関頭人、鎮西談議所頭人、鎮西探題引付奉行人の各種権限を兼帯する事になり、武藤氏が鎮西に有した権限を分析して、如何なる権限の発動によるものか判別する事はきわめて困難となるが、一応こゝでは鎌倉初期の武藤氏の権限を考察の対象とするのでこれらはしばらく置く。

武藤氏が筑前、豊前、肥前に有した守護の権限は、武藤氏が早くより在地に下向していたと云う特殊事情は存在するが、一応大友氏、島津氏等が、守護として有した権限と同列において考えらるべきものであるから、こゝでは問題としない事にする。

佐藤氏が武藤氏の鎮西奉行就任を主張される一方、吾妻鏡等に大友氏をも鎮西奉行と書かれているにも拘らず、これを積極的に否定された理

由は、武藤氏が鎮西全般に及ぶ特殊権限を有したに反し、大友氏には鎮西全般に及ぶ特殊権限が認められず、更に武藤氏の権限が、大友氏の守護管内にも及んでいると云う積極的理由からであった。

佐藤氏は、武藤氏が建久の末年、恐らくは遠景と交替に、武藤資頼が鎮西に下って大宰府最高責任者になったものと推定された。

しかし遠景が大宰府最高責任者としての権限を有した事に対する疑問は、竹内氏によって提出されており、武藤氏が遠景と交替して直ちに大宰府最高責任者の地位についたとの説には賛同し難い。

佐藤氏は、武藤氏がいわゆる守護所下文において、大宰府府官を連署せしめている事をもって、既に少貳兼官以前に大宰府最高責任者の地位にあった事を主張され、青方文書の嘉祿三年十月十日資頼申状に

「三十余年之間、各以自筆勘申之故、依無不審不加判形、雖然勘狀叶道理之日、成与成敗下文之時、守護人加判之上、直人皆以加判、私成敗難及事者、所令進上問注記許於関東也、不相副資頼之書狀、以直人一人之勘狀許、被引載御下文事、若又可罷成事之中自然相交事哉候覽、如當時者、一切不覚悟、又於不相副資頼書狀之直人勘狀者、不足証文歟云々」

とある事から、三十余年前から大宰府最高責任者の地位にあった事、すなわち守護就任と共に、大宰府最高責任者の地位についた事を主張された。

しかし肥前国は武藤氏の守護管内であった事、相論の内容が御家人間の相論である事を考慮に入れるならば、この史料だけをもって武藤氏の大宰府最高責任者就任の決め手とする事は早計であらう。

むしろ逆に、本来大宰府の府官が御家人間の相論の裁許に連署している事は、守護の權威の未確立をカバーするため、旧律令機構としての大

宰府が有した伝統的權威を利用したものとの解釈も成り立つ。

すなわち武藤氏が少貳を兼任する以前に府官連署の文書を發給した例としては、正治二年十二月廿一日大宰府政所牒（益永文書）、建永元年十月十五日大宰府守護所牒（武雄神社文書）、建保三年十月九日大宰府守護所牒（武雄神社文書）、建保五年正月廿二日大宰府守護所下文（末久文書）、貞応元年十二月廿三日、宰府守護所下文（石志文書）嘉祿元年十二月廿三日大宰府守護所牒（宇佐高牟礼文書）、嘉祿二年九月十四日大宰府守護所下文（箱崎御油座文書）⁽³⁾

であるが、これはいずれも武藤氏の守護管内であつた筑前、肥前、豊前の各国に限られており、しかも「依非地頭并御家人之事不及成敗之由御評定畢」（宇佐高牟礼文書）との原則は守られて居り、旧律令機構としての大宰府の権限の侵犯はこれを避けようとした努力が認められる。

正治二年十二月廿一日大宰府政所牒に、武藤氏が執行藤原朝臣として署名したのは、宇佐宮兼番長言輔と僧永尊・明円との香丸名田畠荒野等に関する相論は本来御家人間の相論ではないのであるから、守護が介入すべき事ではなかつたのであるが、僧永尊、明円等の作畠作麦を押刈、在家を追捕せしむる非法狼籍停止のためには、守護の武力を背景とする介入を必要とし、永尊、明円等の妨を停止する大宰府政所牒に守護武藤氏が署名をしたものではなからうか。

公武二重政権の性格が強かつた鎌倉初期において、武藤氏は伝統的大宰府の權威を利用し、又大宰府は武力による非法狼籍の鎮圧のため、守護の有する武力を利用した事が、守護所下文に大宰府府官の連署、大宰府政所牒に執行藤原朝臣として武藤氏が署名した理由ではないかと思われる。

更に云えば武藤氏が当時大宰府最高責任者に就任していなかつた事を裏付ける史料として、次に示す大宰府と守護所の見解の対立を示す史料を挙げる事が出来る。

肥前国武雄社本司職相論事

蓮妙所進去年十一月府宣稱、停止家門狼籍押領、以沙弥蓮妙可致武雄社沙汰云々、

件条、於府社者為宰府之進止、仍任府宣、以蓮妙可社務之由、去年十二月賜御教書畢、家門所進去年九月守護所牒狀云、任鎌倉殿御教書、欲召決兩方之處、蓮妙不遂參決、其上凌礫守護所使、狼藉希代也、罪科不輕、早停止蓮妙妨、以家門可為本司職云々、

件条、蓮妙遁避對勘之上、凌礫守護所使、事案者狼藉之企也、以前条々内、蓮妙者帶宰府之裁斷、家門者^(帶力)口守護之成敗、府宣之上、雖不及子細、社司之訴、難默而止之間、且對勘証文、且糾明理非、於宰府、云守護人、云府官等、任道理可令裁斷狀、依鎌倉殿仰、下知如件

元久二年四月廿五日

（北条時政）
遠江守平（花押）
（武雄神社文書）

すなわち肥前国武雄社本司職をめぐる相論において、蓮妙は宰府管内の神社は大宰府の進止であるとして、府宣にまかせて家門の狼藉押領を停止せられん事を主張したのに対し、家門は守護所の牒狀によって本司職に補任された事を主張している。しかも蓮妙は守護所の使に対し狼藉を企てたとある。

こゝにおいて大宰府の裁斷と守護所の成敗は完全に対立しており、元久二年の時点において、旧律令機構としての大宰府と守護所が、別個の機能を行使している事を知る。

この事は承久乱以前における鎌倉幕府政権の弱点をまざ／＼と露呈したものであるが、鎌倉政権がなお不安定なこの時期において、大宰府と守護所の対立は、幕府にとって看過し得ない問題であった。かくて幕府は両者の対立を解消せしめんがため「且糺明理非、於宰府、云守護人、云府官等、任道理可令裁断」と命ぜざるを得なかったのである。^(四)

しかし大宰府と、守護所の権力の根源が、京都と鎌倉に分かれて居り、古代勢力の立場に立つ大宰府と、武家政権の立場に立つ守護所の対立は、本来両立し得ざる両者の本質的対立であり、在地における出先機関だけで容易に調整し解決出来得る問題ではなかった。

たゞこゝで注目すべき点は、守護所と府官が対等な立場に立つて居る事であり、この事は武藤氏の太宰府機構侵犯の不完全未熟を示す現象に他ならない。

武藤氏と府官が連署して鎌倉幕府の命令を施行する形式に示された、大宰府と守護所の協力、及び武雄神社文書に現われた両者の対立は、承久乱前における公武二重政権の実態を端的に示したものと云わねばならない。

以上の考察を通じて、武藤氏の少貳兼任以前における武藤氏の大宰府最高責任者就任説は承認し難く、又武藤氏の権限は、武藤氏の守護管内に限定されたものと考ええる。

武藤氏の権限が武藤氏の守護管内以外に及んだ具体的例としては、佐藤氏が指摘され「如宰府注進者」と云う事によって示される訴訟準備手続と、建治二年正月日大宰府庁下文を薩摩国分寺に発給した際、執行藤原朝臣(経資)が府官と共に連署している事、及び蒙古襲来後武藤氏が肥前国守護を北条氏に奪われた後、肥前国武雄神社に下した大宰府下

文に、同じく執行藤原朝臣(盛経・貞経)と署名している事等であるがこれはいずれも武藤氏の少貳兼任以後に現れた現象である。

しかも武藤氏の少貳兼任以前において、既に武藤氏に鎮西奉行の呼称が与えられているとすれば、鎮西奉行が鎮西惣奉行の意味で用いられたものでなく、鎮西全般に及ぶ権限の保持が鎮西奉行と呼ばれる必須条件ではなかったと考えざるを得ない。

すなわち鎌倉幕府より何らかの鎮西武士の統轄を委任されたものは、鎮西奉行と呼称され得たものと考ええる。鎮西奉行を六波羅探題、後の鎮西探題の如き固定した官職としてではなく、鎮西を奉行する者と云った意味に解したのである。かくの如く解釈すれば、佐藤氏によって、鎮西全般に及ぶ権限を有せざる理由で鎮西奉行たる事を否定された大友氏が、吾妻鏡、明月記等に鎮西奉行と呼ばれている事も素直に理解されるし、或いは鎮西奉行人と呼ばれ、或る時は鎮西守護人、鎮西九国奉行人と呼ばれている混乱の理由も納得出来る。

かく考えれば、鎮西に何等かの特殊権限を鎌倉幕府より委任された中原親能が、鎮西奉行と呼ばれたとしても特に否定する必要はない。

かくの如く鎮西奉行を解釈すると、武藤、大友氏とならんで鎮西奥三国の守護であった島津氏が鎮西奉行と呼ばれた例がない事に疑問が残るが、島津氏の鎮西下向が蒙古襲来の時まで見られなかった事による在地的性が稀薄であった事と、下向して来た時既に北条氏一族が鎮西武士全般の統轄を行っていた事等の理由によるものと考えられる。しかし「鎮西奉行」を第三者による呼称と考えるならば、島津氏が「鎮西奉行」と呼ばれていない事に拘泥しなくてもよいと考ええる。

したがって天野遠景以後における鎮西奉行なる呼称を固定した官職と

考へ、六波羅探題、鎮西探題の如く鎌倉幕府と鎮西各国守護の中間に位置付ける事は誤まりであると考ええる。

島津家文書弘安九年十二月卅日関東御教書案に

「異賊防禦事、鎮西地頭御家人并本所一円地輩、從守護之催、且令加警固用意、且可抽防戰忠功之由、先度被仰下畢、而被定鎮西奉行^{人等}之間、若不從守護命之族出来歟」

この場合の鎮西奉行人は、蒙古襲來の非常時態に際して、特に幕府が北条氏一族を鎮西御家人の戦闘指揮のため派遣したものであり、後の鎮西探題へ發展する性格を有し、明に鎌倉幕府と各国守護の中間に位置して、各国守護を統轄するものである事は明白である。しかしかゝる性格の鎮西惣奉行人は天野遠景以後廢絶し、この非常事態に際して再度設置されたものであり、その間にはかゝる性格の鎮西奉行は存在しなかつた事を示しており、武藤氏、大友氏に与えられた鎮西奉行人なる呼称は同じ鎮西奉行ではあつても、天野遠景の時代及び、蒙古襲來に際して設けられた鎮西奉行との間には性格の相違がある事を示しているものと考ええる。

以後両者を区別するため便宜上前者を鎮西奉行と呼び、後者を鎮西惣奉行と呼ぶ事にするが、かゝる鎮西奉行の一人である武藤氏は、承久乱後の公武両勢力の転換を背景として、少弐兼任による大宰府最高責任者の地位を併有する事によって、武藤氏は全九州に及んでいた旧律令機構としての大宰府の権限を自己の手中に兼併し、鎌倉幕府による鎮西一元化支配に大きく貢献し、武藤氏が鎮西に有する権限は、一見鎮西惣奉行的様相を呈するに至るのであるが、武藤氏が自己の守護任国管内以外に發動した権限は、旧律令機構としての大宰府の権限の繼承による發動で

あり、武士統率の権限は各国守護に分化されていた。

したがって武藤氏は、武士統率の面では鎮西奉行ではあつても鎮西惣奉行たり得なかつたと云えよう。

故に武藤氏が有する旧律令機構としての大宰府より繼承した権限が、大友氏の守護管内にたとえ及んでいたとしても、その事が直ちに大友氏の鎮西奉行たる事の否認とはならないと考ええる。

註(一) 吾妻鏡文治二年十二月十日条

「今日藤原遠景為鎮西九国奉行^人、又給所々地頭職云々」

吾妻鏡文治三年十一月五日条

「鎮西奉行^人天野藤内遠景申云、浴恩沢当所住人等事、任御下文之旨、

去八月十八日加施行畢云々」

吾妻鏡建久二年正月十五日条

「鎮西奉行^人

内舍人藤原朝臣遠景 号天野藤内左兵衛尉」

この天野遠景の場合は後述の鎮西惣奉行と解する。

益永文書建久六年五月 日 將軍家政所下文案に中原親能を「鎮西守護

人」とあり、この文書の真偽については、多くの先学によって論及され

ている所であるのでこゝでは触れない。

なお「鎮西奉行」の使用例については石井進氏「大宰府機構の変質と鎮

西奉行の成立」(史学雑誌第六十八編第一号二七頁)参照

(二) 佐藤進一氏「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二七四頁参照

(三) 宮崎御油座文書の大宰府守護所下文の真偽についても多くの先学によつ

て論ぜられている所であるが一応列挙して置く。

(四) 結局大宰府の裁断を支証とする連妙と、守護所の成敗を支証とする家門

の相論は、関東裁許状によって家門の勝訴となっている。

武雄神社文書 建永元年十月十五日大宰府守護所藤參照